

むつ市議会第218回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成25年12月12日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託】

- 第1 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例
- 第2 議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例
- 第3 議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

【第6～第22 議案質疑、委員会付託】

- 第6 議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第86号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第87号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

【議案質疑、委員会付託】

- 第23 議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

【議案質疑、討論、採決】

- 第24 議案第95号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

【第25～第27 議案質疑、委員会付託】

- 第25 議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例

- 第26 議案第 97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第 98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 【議案質疑、委員会付託】
- 第28 議案第 99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 【第29～第43 議案質疑、委員会付託】
- 第29 議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 【議案質疑、委員会付託】
- 第44 議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 【第45、第46 議案質疑、委員会付託】
- 第45 議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 【議案質疑、委員会付託】
- 第47 議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 【第50～第52 議案質疑、委員会付託】
- 第50 議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 【議案質疑、委員会付託】
- 第53 議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 【第54、第55 議案質疑、委員会付託】

- 第54 議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
第55 議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

【議案質疑、委員会付託】

- 第56 議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
第57 議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例
第58 議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例
第59 議案第130号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家)
第60 議案第131号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
第61 議案第132号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
第62 議案第134号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
第63 議案第135号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
第64 議案第136号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
第65 議案第137号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センター)
第66 議案第138号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外3施設)
第67 議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
第68 議案第140号 市道路線の認定について

【議案質疑、討論、採決】

- 第69 議案第141号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
第70 議案第142号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

【議案質疑、委員会付託】

- 第71 議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
第72 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

【議案質疑、討論、採決】

- 第73 議案第146号 平成25年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（25人）

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|-----|---|---|----|---|
| 1番 | 上 | 路 | 徳 | 昭 | 2番 | 横 | 垣 | 成 | 年 |
| 3番 | 工 | 藤 | 孝 | 夫 | 5番 | 川 | 下 | 八十 | 美 |
| 6番 | 目 | 時 | 睦 | 男 | 7番 | 村 | 川 | 壽 | 司 |
| 8番 | 佐 | 賀 | 英 | 生 | 9番 | 東 | | 健 | 而 |
| 10番 | 石 | 田 | 勝 | 弘 | 11番 | 菊 | 池 | 広 | 志 |
| 12番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 | 13番 | 濱 | 田 | 栄 | 子 |
| 14番 | 浅 | 利 | 竹二 | 郎 | 15番 | 中 | 村 | 正 | 志 |
| 16番 | 半 | 田 | 義 | 秋 | 17番 | 村 | 中 | 徹 | 也 |
| 18番 | 大 | 瀧 | 次 | 男 | 19番 | 富 | 岡 | | 修 |
| 20番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 | 21番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 |
| 22番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 | 23番 | 菊 | 池 | 光 | 弘 |
| 24番 | 岡 | 崎 | 健 | 吾 | 25番 | 白 | 井 | 二 | 郎 |
| 26番 | 山 | 本 | 留 | 義 | | | | | |

欠席議員（1人）

4番 佐々木 肇

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|----|---|------------------------|---|---|---|---|
| 市長 | 宮 | 下 | 順一 | 郎 | 副市長 | 新 | 谷 | 加 | 水 |
| 教育長 | 遠 | 島 | | 進 | 公営企業 管業者 | 遠 | 藤 | 雪 | 夫 |
| 代査委員 | 阿 | 部 | | 昇 | 総務政策 部長 | 伊 | 藤 | 道 | 郎 |
| 財務部長 | 石 | 野 | | 了 | 民生部長 | 松 | 尾 | 秀 | 一 |
| 保健福祉 部長 | 花 | 山 | 俊 | 春 | 経済部長 | 澤 | 谷 | 松 | 夫 |
| 建設部長 | 鏡 | 谷 | | 晃 | 川内庁舎 所長 | 松 | 本 | 大 | 志 |
| 大畑庁舎 所長 | 畑 | 中 | 恒 | 治 | 協野所 野福社 民福社 長 | 猪 | 口 | 和 | 則 |
| 会管総政 理出納室 長 | 鹿 | 内 | | 徹 | 選挙管理 委員会 事務局長 | 氣 | 田 | 憲 | 彦 |
| 監査委員 局長 | 星 | | 久 | 南 | 農務局 局長 | 山 | 口 | 勝 | 美 |

| | | | |
|----------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 教育部長 | 奧川清次郎 | 企業長 水道部 公局下部 | 齊藤鐘司 |
| 教育委員 事務主任 自然の 部策監 | 新山剛 | 務部策監 | 高橋聖 |
| 財政推進 生理課 民副市長 | 柳谷孝志 | 部策監 | 竹山清信 |
| 保福副課 生理課 民副市長 | 杉山重行 | 保福副課 生理課 民副市長 | 掛端正広 |
| 建設推進 水道課 部策監 | 工藤利樹 | 保福副課 生理課 民副市長 | 井田敦子 |
| 下副課 水道課 部策監 | 吉田正 | 建設推進 水道課 部策監 | 望月操 |
| 総政総務課 財政課 部長 | 酒井嘉政 | 川副課 内業課 庁建設 | 福島伸 |
| 財政課 民生課 部長 | 川西伸二 | 総政企課 策調課 部長 | 光野義厚 |
| 民生課 民生課 部長 | 氏家剛 | 財務課 事務課 部長 | 赤坂吉千代 |
| 建設課 地設課 部長 | 畑中秀樹 | 保福障福 社課 部長 | 鍋谷久美子 |
| 川産建 内設 庁設 舎業課幹 | 中里敬 | 川産建 内設 庁設 舎業課幹 | 久保田邦男 |
| 川産建 内設 庁設 舎業課幹 | 酒井一雄 | 川産建 内設 庁設 舎業課幹 | 松宮康則 |
| 教委事務 主任 局長 | 高杉俊郎 | 教委事務 主任 局長 | 佐藤時男 |

務部課幹
務部画課幹
策務
策務
総政総主
総政企調主

中 村 智 郎
高 杉 資 生

務部課幹
務部課査
策務
策務
総政総主
総政総主

杉 澤 一 徳
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
主 幹
主 査

柳 田 論
佐 藤 孝 悦
村 口 一 也

次 長
主任主査
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第5 議案質疑、委員会付託

◇議案第72号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例について、3点ほどお伺いをいたします。

1点目は、今回の編さんに当たって、平成17年度以降、合併以降の新むつ市となった10年間の歴史について編さんをされると思われるわけですが、この点についてお伺いをいたします。

2点目は、この条例の中で委員が20名ということで、その表現としては「学識経験者」と、「市長が適当であると認める者」という表現でありま

すが、具体的にはこの「市長が適当であると認める者」はどのような方々を予定しているのかお聞きをいたします。

それに関連しますが、監修委員は専門的な知識を有していると思われるわけではありますが、どのような人を想定しているのかお聞きをいたします。

3点目は、報酬額を定めているわけですが、この報酬額を設定した根拠についてお知らせを願います。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

編さんの対象となる期間についてのお尋ねでございますけれども、これまでの合併前の各市町村史の編さん状況につきましては、旧むつ市史が昭和35年まで、旧川内町史が昭和63年まで、旧大畑町史が昭和59年まで、旧脇野沢村史では平成17年の合併までとなっております。今回は、これまでの旧市町村で編さんが終わっているそれぞれの最後の年から平成22年までの期間について編さんしていく予定としているものでございます。なお、平成22年までといたしましたものは、編さんの終了時期が最も古い旧むつ市史の昭和35年から50年間、約半世紀程度と設定したことによるものでございます。

次に、委員についてでございますけれども、委員の選考に当たりましては、自然や生活、産業、教育、防衛などの各分野において執筆等の実務が可能な方で、できればむつ市在住またはむつ市にゆかりのある方をお願いしたいと考えております。専門性が重視されますことから、具体的には郷土史家や歴史研究者、行政職員OBなどのほかに経済団体などを初めとした民間団体からもご協力をいただきながら候補者を選考してまいりたい

と考えております。

次に、監修委員はどのような人物を想定しているかというお尋ねでございますけれども、監修委員には大学教授など編さんの取りまとめ役としてその道に精通した方を想定しております。

次に、報酬額についてでございます。編集委員の報酬額につきましては、むつ市非常勤特別職の報酬日額を、また監修委員の報酬額につきましては、休日を利用して作業に当たることを想定いたしまして、報酬日額の9日分を基本に、旧むつ市において市史を編さんしたときの監修者の報酬月額や、ほかの自治体の同様の職にあった方々の報酬月額等も参考にしながら設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。

1点目の編さんの期間であります。今の答弁からしますと、それぞれの旧市町村の最後の編さんの年度以降について編さんをしていくというふうなことであります。このようなことでの理解をした場合に、2点目との関連であります。編集委員については、それぞれの合併前の歴史的な部分とか経過も編さんの中に入っていきというふうなことで理解した場合に、この編集委員について、これらの内容も網羅して、旧市町村の方からの有識者というか、造詣の深い方を委員にということも考えているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それと、条例によりますと、この編さんが、編集が終わった段階で委員は解任になると、こういう表現があるわけですが、この条例制定以降、編集の最後というか、編集が終わるのはいつごろを想定しているのか、この2点について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 編集委員に旧町村の方も入るのかということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、旧町村の委員の方も配分としては入ってくると考えております。

また、編集の最後というようなことでスケジュールの部分でございますけれども、大体3年から4年程度を現在は予定しております。4年ぐらいで刊行まで、発行までというようなことを予定しております。ということで、その期間が終了いたしますと、委員は解任されるということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。4年間ほどで編さんを終わっていくというふうなことでありますが、私が当初この条例を見て想定したのは、あと2年で10周年を迎えるわけです。そういう意味で、10周年に合わせて編集していくのかなという想定をしたのですが、4年間という部分について、どうしても10周年には間に合わないという何か内容があるのかどうか。効果的な状況からしますと、希望であります。10周年で編さんを終えるという、こういうことがベターなのかなと思うのですが、再度この点だけについてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 10周年に合わせて終えないかというようなことでございますけれども、こちらのほうのスケジュールとしましても、いろいろと資料の収集とか執筆の程度等もございまして、今のこちらのほうのスケジュールとしては4年程度を見込んでいるというようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、9番東健而議員。

○9番(東 健而) 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例についてであります。私がこの発言通告をしたのは、この条例の制定の目的と、それから委員の選定基準、人選についてですが、これはただいまの目時議員の発言でほとんどが質疑されたように感じます。

ただ1点、お伺いいたします。この条例の制定に当たりまして、調査、研究、審議をする、この内容の詳細をお知らせいただきたいと思ひます。例えば歴史には近代、現代をさかのぼって近世、中世、古代、いろいろな部分があります。これを全部調査、研究、審議するという事ではないと思ひますが、この委員会を立ち上げた場合、前段で取り上げたこの部分をどのように調査、研究、審議するつもりなのでしょうか。当局で考えている構想がありましたら、概略だけでもお知らせいただきたいと思ひます。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) ただいまのお尋ねでございますけれども、今回の編さんの部分につきましては、自然、それから市民生活、行政などという分類、また産業という分類、それから学校教育、社会教育、生涯教育といったような分類、福祉、医療、環境衛生等の分類、また原子力とかエネルギーとかというような分類というようなことで現在想定しております。その部分で、過去の編さんの対象とする期間の中でいろいろと起こった事実等をその編集委員の方に執筆していただきまして、その内容につきましては、どこまで書き込むかというような部分につきましては、編集委員の裁量によるものと考えております。

以上でございます。

○議長(山本留義) 9番。

○9番(東 健而) わかりました。現代の部分編集するということによろしいですね。

あとの部分は、ほとんど目時議員が質疑いたしましたので、1つだけ要望したいことがあります。それは、条例が可決され、委員会がつくられた後ですけれども、全てが市民が知らないような感じで審議されているような印象を今まで受けてきました。ですので、この活動を4年間やるということですので、時々市政だよりなどで経過報告をしていただけないものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長(山本留義) 東健而議員、この場は質疑の場面でありまして、要望する場面ではありませんので、今答えるには答えますけれども、その後の件については、きょうは質疑の場でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) 経過報告というようなことでございますけれども、この市史の編さんという部分につきましては、経過報告というようなところがどういう形でできるのかというのが、今の段階でちょっと私整理つきませんが、その辺の部分についても検討してまいりたいと思ひます。

○議長(山本留義) 9番。

○9番(東 健而) 委員会が立ち上がった後、充実した内容になるよう期待して質疑を終わります。

○議長(山本留義) これで東健而議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第73号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 1点だけお尋ねをいたします。

この地域の元気臨時交付金基金条例についてですが、理由として緊急経済対策として国からの交付金を基金として積み立て、公共施設の整備などに充当するものだと、このようなことでありますが、その具体的な補正額が変更になって、2億2,500万円から3億3,024万1,000円に補正予算が訂正されて上程になっているわけですが、この具体的な事業内容はどのような事業内容を予定しているのかについてであります。

関連しますが、この臨時交付金ということは、国からの交付金が今年度限りなのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、この基金を充当する事業の内容についてでございますが、本条例を御議決いただきました際には、平成26年度の実施事業に充当する予定としておりますが、具体的な事業につきましては、現在平成26年度予算の編成作業中でございますので、この中で充当可能な事業を選定したいと考えております。

また、臨時交付金は今年度限りなのかというお尋ねでございますが、地域の元気臨時交付金は国の平成24年度補正予算において緊急経済対策の一環として交付されるものでございますから、この交付金に関しては今年度限りということになりま

す。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。それで、今年度限りというようなことでありますが、国の補正予算という性格からというようなことでありますが、これまでの国からの交付金による臨時の雇用対策なりいろいろこれまでであるわけですが、この雇用対策等含めて、継続した事業ということが必要かと私は思うわけですが、この点については今後どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 継続した事業に活用する考えはあるのかというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この臨時交付金は国の平成24年度補正予算によって緊急経済対策の一環として交付されたものでございますので、制度上、遅くとも平成26年度中に全額を予算執行することが前提でございます。したがって、平成27年度以降の事業には活用できないということになっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 質疑の通告した内容を目時議員が先に全部聞きましたので、通告以外の質疑は委員会でやりますので、取り下げします。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第74号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案は、「配当所得」に「等」をつける、「配当所得等」というふうな表現にしたり、「株式」というのに「一般株式」というふうな形の表現にしたりというふうな改正なのですが、この改正で聞きたいのは、結局国保税はむつ市に多く入るのか、ふえるのかどうか、減るのかどうか、これをお聞きしたいなというふうに思います。

それとあとこの条例によっていろいろ影響を受ける対象となる市民はむつ市内にいるのかどうか。この2点、よろしくお願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

本改正は、地方税法の改正に伴い、国保税の賦課対象となる上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に、従来非課税であった国債等の特定公社債の利子及び譲渡所得を追加する、あるいはその枠組みを変え損益通算の範囲を変更するものであります。したがいまして、この改正により対象となる方がある場合、その所得額により国保税が増減する可能性はありますが、あくまでも追加となった特定公社債の利子等は非課税所得であったため、何人いて、幾ら申告があるのか、またその影響額については現状では把握が困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◎日程第6～日程第22 議案質疑、委員会付託

◇議案第77号～議案第93号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例から日程第22 議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例までの17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案は、消費税が来年4月から3%上がるということを受けたものの改正の条例ですが、その影響額をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員の消費税増税の市民への影響は総額でどのくらいかのお尋ねにお答えいたします。

当施設は、市民の学習、交流、集会、または育苗及び植栽の体験活動の場の提供が主な目的で、

市民のまちづくり活動を支える場としての機能や学習機会の場であり、営利等を目的としない場合は使用料を無料としております。旧学習センター時代はもとより、ことし7月の開館以来11月末現在で35件、503人の利用がございましたが、全て施設の設置目的ののりとした利用形態でありましたので、使用料はいただいておりません。営利を目的とした場合に限り使用料をいただくこととしておりますことから、市民への実質的な影響は少ないものと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この議案も来年4月からの消費税3%アップを受けて改正する条例ですが、これ結構スキー場利用者が多いので、これについても消費税の市民への影響、総額幾らになるのかお聞きいたします。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(松尾秀一) お答えいたします。

消費税率引き上げに伴う市民への影響は総額でどのくらいかとお尋ねですが、32万910円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) これも前議案と同様、消費税

の4月からの引き上げに伴う条例であります、これも市民への影響額を教えてくださいと思います。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(松尾秀一) お答えいたします。

市民への影響は、総額でどのくらいかとお尋ねですが、1,840円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この議案も前議案と同様、消費税の市民への影響額をお答えいただければと思います。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(松尾秀一) お答えいたします。

市民への影響はどのくらいかとお尋ねですが、240円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 むつ市体育館条例の一部を

改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） これも前議案と同様、消費税の市民への影響額をお答えいただければと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えします。

市民への影響はどのくらいかとお尋ねですが、1,980円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案も前議案と同様、消費税の影響額を教えてくださいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えします。

市民への影響はどのくらいかとお尋ねですが、10万1,605円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） これも前議案と同様、消費税の市民への影響額を教えてくださいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

市民への影響はどのくらいかとお尋ねですが、4,490円の影響額と積算しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この議案も、消費税増税を受けたことで改正する条例ですが、これも市民への増税の影響額を教えていただければと思います。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(花山俊春) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

老人憩の家につきましては、60歳以上の方々は無料で利用することができることとなっております。今回改正する使用料は60歳未満の方が利用する場合にいただくものであります。60歳未満の方の利用につきましては、過去にボーイスカウトの方々が利用したときに納付いただいた経緯がありますが、そのほかは市が健康診査、健康相談の場として利用したり、保健協力員等公共的団体等が公共の活動に利用する場合であり、その場合は減免していることから、使用料値上がりによる影響はないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第93号までは、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案質疑、委員会付託

◇議案第94号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 3点ほどお聞きをいたします。

1つは、大畑地区にある施設の利用時間の延長がこれまでも特例として措置をしていただいていたわけではありますが、利用者の希望に配慮をした午後7時までの利用時間の設定をしていただいたことに賛意を示しているわけではありますが、これまで65歳以上の入浴の利用者については無料でありました。それを今回の条例で入浴料を他の温泉施設の基準の統一を図るためという理由から、残念ながら100円の利用料の設定をしているわけではありますが、この他の施設とはどこを指しているのかについてお聞きをいたします。

2つ目は、利用料金を100円ということでの設定をした条例改正になっているわけではありますが、この額の100円を設定した根拠について、2点目お聞きをいたします。

3点目は、利用料金と関連をするわけでありま

すが、この100円の利用料を徴収することによって、年間幾らの収入を見込んでいるのか。

この3点についてお聞きをいたします。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。1点目と2点目は関連いたしますので、あわせて答弁させていただきます。

まず、市内4温泉施設の入浴料については、75歳以上から100円徴収するに至った理由として、議員ご指摘のとおり、合併前の高齢者に対する無料入浴料の範囲は、むつ市老人福祉センターでは65歳以上であり、脇野沢温泉は65歳以上が週1回、その他川内地区の温泉は75歳以上となっております。その後、川内、脇野沢地区の3温泉施設が平成20年指定管理に移行する際、75歳以上の高齢者について無料に統一され、現在に至っております。

75歳以上を有料とする理由についてであります。無料となる高齢者の増加が見込まれておりますが、有料の利用者が年々減少傾向にあり、収入の基本であります利用料金が減少する見込みであります。

また、75歳とした年齢につきましては、川内地区にあります湯野川温泉「濃々園」、ふれあい温泉川内、それと脇野沢地区にあります脇野沢温泉、以上3施設をもとにして統一しております。また、料金につきましては、むつ市老人福祉センターの子供料金が100円と一番低額となっておりますことから、その料金をもとにワンコインで利用できる金額としております。

次に、2点目の収入の見込みでございますが、老人福祉センターでは65歳以上、平成24年度の実績で1万3,094人となっておりますが、このうち75歳以上の実数は把握できておりません。仮に75歳以上を半数として6,547人と推計すれば、金額は65万4,000円の増収と見込まれます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 私の理解違いでしょうか。今の答弁で、他の温泉施設、具体的には川内、脇野沢については従来から、指定管理導入時点から75歳以上が100円という設定をしているということでお聞きをしたのですが、私の理解としてはこれまで、今回の条例改正でも出ているように、75歳以上が無料であった部分を100円の設定をしてという理解をしておったのですが、私の聞き違いだとすれば、そこを再度お聞きをしたいと思えます。

それと、この老人福祉センター、ご承知のように大分古い建物で、例えば一つの例であります。浴場のタイルが剥離をして、応急的に現在もそういう状態でおる部分もあるわけで、施設全体が大分老朽化しているということについては、理事者のほうも承知をしていると思えますが、そういう中で、地域の方々から、利用者の方々からの声として改築をしてほしいなど、こういうふうな声がかこれまで多々聞こえてくるわけでありまして。これについても、そういう要望があるということについては承知をしていると思えますが、それを受けて今後の改築見通しなり等についてどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 先ほどの川内、脇野沢地区の入浴料につきましては、現在も指定管理委託をしておりますが、75歳以上は無料となっております。

2点目の老朽化しております老人福祉センターの今後の取り扱いでございますが、現在老人福祉センターが建っている奥薬研地区は、国定公園の第一種特別地域に指定されておまして、改築あるいは全面的な新築と非常に厳しい条件が付されております。その辺の状況等を関係部署等とただ

いま事前に確認をとっておきまして、その方向性が見えない限り大規模な改修等には取り組んでいけないと。ただし、小規模な改修、先ほどお話がありました中のタイル等の剥離については、可能な限り改修しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 改築については、先ほど申し上げましたように、それぞれ利用者、住民の方々から声高く叫ばれているという部分については承知をしていると思いますので、鋭意努力を要望しておきたいと思います。

それと、先ほどと関連しますが、100円の徴収、75歳以上から、これまでの議論の中でもありますし、我々も過疎化がどんどん進んで、高齢化がどんどん進んで、限界集落がまたぞろ出てくるのかなという、そういう状況の中で、高齢者福祉という部分については国も含めて我々の課題であろうと思うわけでありまして。そういう面で、これまで理事者も高齢者福祉という部分については、力こぶを入れて頑張ってきていただいているというようなことを痛感してきているわけでありまして、今回の条例改正によって75歳以上から徴収をするという、この考え方について、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 75歳以上からの徴収ということですが、県内の他の市町村の状況を確認してみましたところ、利用料金を徴収している自治体は、大間町、平内町、七戸町が100円徴収しております。また、五戸町は150円徴収しております。そのほか、高齢者の方に軽減をしていない自治体として、横浜町、つがる市がありまして、以上を参考にしまして、今回の条例案としては75歳以上の方に100円徴収していただきたいということでご提案申し上げました。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第24 議案質疑、討論、採決

◇議案第95号

○議長（山本留義） 次は、日程第24 議案第95号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25～日程第27 議案質疑、委員会付託

◇議案第96号～議案第98号

○議長(山本留義) 次は、日程第25 議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例から日程第27 議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第98号までは、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第28 議案質疑、委員会付託

◇議案第99号

○議長(山本留義) 次は、日程第28 議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第29～日程第43 議案質疑、委員会付託

◇議案第100号～議案第114号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から日程第43 議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例までの15件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による

質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第111号の質疑を終わります。

次に、議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第112号の質疑を終わります。

次に、議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第113号の質疑を終わります。

次に、議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例について、質疑の通告があり

ません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第114号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第114号までは、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第44 議案質疑、委員会付託

◇議案第115号

○議長(山本留義) 次は、日程第44 議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 脇野沢温泉の条例改正について、先ほどの議案第94号の質疑とも関連をするわけではありますが、75歳以上、利用料を徴収する、額については100円と。このことについて、この脇野沢温泉も、これまで75歳以上は先ほど答弁ありましたように、無料でありました。100円の徴収ということについては、どのような理由なのかお聞きをしたいと思います。

○議長(山本留義) 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長(猪口和則) お答えいたします。

75歳以上100円とした理由についてであります

が、これについては議案第94号でお答えしたとおりでありまして、まず年齢的に市内の温泉の統一を図ったところ、そして100円としたところにつきましては、先ほど大畑庁舎所長からお答えしたとおり、県内の各自治体の料金を参考にしたことになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第115号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第45～日程第46 議案質疑、委員会付託

◇議案第116号～議案第117号

○議長（山本留義） 次は、日程第45 議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例及び日程第46 議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第117号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号及び議案第117号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第47～日程第49 議案質疑、委員会付託

◇議案第118号

○議長（山本留義） 次は、日程第47 議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） この議案についても、先ほどの脇野沢温泉条例とも関連をするわけですが、75歳以上を有料にし、100円の利用料を徴収するという、この理由について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、この100円を徴収することによって、年間どれぐらいの収入を見込んでいるのか。まずこの点についてお聞きをいたします。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） まず、75歳以上から100円の徴収をお願いするに至ったことに関してでございますが、これは先ほど大畑庁舎所長並びに脇野沢庁舎所長がお答えしたとおりでございます。また、75歳以上の方々の年間の収入見込みで

ございますが、ふれあい温泉川内につきましては、平成24年度の実績が8,912人でございまして、89万1,000円の収入見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 実は、この「ふれあい温泉川内」を含めて5施設を指定管理しているわけですね。実は、平成20年度から平成24年度までの運営状況の評価表を見ると、平成24年度、208万9,000円の赤字になって、評価表ではそのような数字が計上されておるわけでありまして。聞くところによりますと、指定管理を受けている指定管理者のほうから、公募に対して応募をする際に、従来の指定管理者ということも含めて応募の申請をするに当たって、赤字の解消、指定管理料の引き上げをしていただきたいという旨の要望が出されている、質問が出されているというようなことで聞き及んでいるわけでありまして、この100円の徴収という部分については、推測するには、この指定管理料の引き上げをする中で、利用料というのは指定管理者の収入になっていく仕組みになっていますから、そういうふうなこともこれありで、100円の設定ということも……

○議長（山本留義） 目時議員、関連ではありますけれども、この質疑から逸脱しないように発言をしていただきたいと思っております。

○6番（目時睦男） そういうふうなことで、この辺との関連については、100円の条例改正という部分とはどのような因果関係があるのか、この点についてお知らせを願いたいと思っております。

それと、指定管理をしている施設で、指定管理をする理由の中で、住民サービスの向上という部分が明記をされているわけでありまして。そういう面からしますと、この100円の設定という部分については、私は市民サービスの低下になるのではないかという懸念を持つわけでありまして、この

点も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 100円の有料にするということが、その指定管理料にどのように反映されていくのかというふうなことなのかなと思っておりますけれども、指定管理料、いわゆる委託料については、当然ながら指定管理者の収入、これと、それから経費、こういうふうなもろもろのものが積算対象になるわけでございまして、利用料金収入がふえれば指定料金は、委託料は減るということになるわけですので、必ずしもこれが、その指定管理料が足りないから有料にする、利用料金をふやすというふうなことにはならないということでございます。あくまでもこれは、先ほど来の説明のとおり、75歳以上については各施設統一するというふうなことで、後世代のためにもできるだけ可能な、わずかなご負担はいただくというふうなことでの考え方でございます。

あと、住民サービスの向上、これ当然ながら指定管理をしていく中では民間活力、民間のノウハウというふうなものを活用してサービスをふやすということでございますけれども、これについてはなかなかそういうことがうまくいくというふうな施設ばかりではございませんです。ご案内のとおり利用者が減少していくというふうな状況の中にございますし、高齢化とともに、これまでの方式でいきますと、無料の方がどんどんふえて利用料金も減っていくというふうなことになるわけでございますので、なかなか一概にそのサービスを維持していくというふうなことも難しくなっていくというふうなこともございますので、その辺総合的に勘案して、75歳以上の方のわずかな負担をお願いするというふうなことにしたということでございます。

以上です。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

次に、3番工藤孝夫議員。

- 3番（工藤孝夫） 消費税増税による増額の見込みについてと、75歳以上のお年寄りを有料とした理由については、日時議員の質疑にお答えしておりますので、割愛をさせていただいて、副市長がただいま申し上げました利用者が減少しているという答弁に関連してお聞きいたします。

ここ二、三年の入湯者数の推移の対比、これをお聞きいたします。

- 議長（山本留義） 川内庁舎所長。

- 川内庁舎所長（松本大志） ふれあい温泉川内の二、三年を対比した入湯者数の推移についてお答えいたします。

ふれあい温泉川内入湯者数の推移につきましては、平成22年度は3万1,164人、全体ですけれども、うち有料入湯者数は2万4,570人となっております。また、平成24年度の実績についてでございますが、入湯者数が総数で3万1,442人、うち有料入湯者数は2万1,705人となっております。比較しますと、入湯者数は22人の微減となっているものの、有料の入湯者数は2,865人減少していると、そういう状況になっております。

以上です。

- 議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第118号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第119号

- 議長（山本留義） 次は、日程第48 議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第119号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第120号

- 議長（山本留義） 次は、日程第49 議案第120号 むつ市湯野川濃々園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

- 3番（工藤孝夫） これも先ほどの議案第118号と同様に、ここ二、三年の入湯者数の対比、それと増税による増額、幾ら見込んでいるのか、この2点お聞きします。

- 議長（山本留義） 川内庁舎所長。

- 川内庁舎所長（松本大志） お答えいたします。

濃々園の入湯者数の推移でございますが、平成22年度は、入湯者数が1万3,684人で、うち有料入湯者数は1万1,323人となっております。また、平成24年度の入湯者数は1万2,494人で、うち有料入湯者数は1万311人でございます。比較しますと、入湯者数は1,190人減少しております、有料入湯者数も1,012人の減少となっております。

また、75歳以上の入湯者数につきましては収入の増でございますが、平成24年の実績をもとにいたしますと、1,981人ございまして、19万8,000円の見込みとなります。

以上です。

○議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第120号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第120号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第50～日程第52 議案質疑、委員会付託

◇議案第121号～議案第123号

○議長（山本留義） 次は、日程第50 議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例から日程第52 議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第121号の質疑を終わります。

次に、議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第122号の質疑を終わります。

次に、議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第123号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号から議案第123号までの3件については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第53 議案質疑、委員会付託

◇議案第124号

○議長（山本留義） 次は、日程第53 議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 本議案は、道路占用料という内容の条例になっておりますので、これはどういうものを対象としているものかというのをお聞きいたします。

それと、この条例によって、年間で計算すると、何か2,400円が1,000円になるというふうな形の改正なのでありますが、そういう意味では収入は減るといふような理解でよろしいかどうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

対象はどのようなものかというお問い合わせです

が、これは主に電力柱、電話柱など、電気事業や電気通信事業に供する工作物であります。このたびの道路法施行令の改正により、道路区域内の占用許可対象物件として太陽光及び風力発電設備、津波避難施設の2つの施設が新たに追加されたものでございます。

収入は、ふえるのかについてでございますが、過去2年間におきまして、占用期間が一月に満たない申請や延滞金が生じた例がありませんので、収入額に影響はないものと考えております。

また、太陽光及び風力発電設備や津波避難施設の占用につきましては、現在のところありませんが、新たな占用事例が生じた場合は、その分収入がふえるものと考えております。

次に、年間2,400円が1,000円になるので、収入は減るのかについてでございますが、この点につきましては、道路法施行令の改正により新たな占用許可対象物件として第7条第2号に発電設備、第3号に津波避難施設が追加され、従来2号、3号が第4号、第5号に、従来4号、5号が第6号、第7号にそれぞれ条文整備されました。したがって、横垣議員ご指摘の年間1平方メートル当たり2,400円の占用料につきましては変更することなく、それぞれ第4号、第5号にスライドしたものでございます。新たに加えられた第2号の発電設備にかかわる占用料が年間1平方メートル当たり1,000円ということになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第124号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第54～日程第55 議案質疑、委員会付託

◇議案第125号～議案第126号

○議長（山本留義） 次は、日程第54 議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例及び日程第55 議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第125号の質疑を終わります。

次に、議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第126号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第125号及び議案第126号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第56～日程第68 議案質疑、委員会付託

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第127号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第127号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第127号

○議長(山本留義) 次は、日程第56 議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この議案は、受益者負担金に係る延滞金の割合を引き下げたためのものだというふうな条例であります。次の議案第128号と関連するものでありますけれども、これ対象者、結局延滞金の割合を引き下げる対象者は何人いるのかということ、この延滞金の割合を引き下げるので、結局収入としては減収となるのかどうか、以上よろしくお願いします。

○議長(山本留義) 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長(齊藤鐘司) お尋ねにお答えいたします。

1点目の対象者は何人いるかということですが、下水道事業受益者負担金及び分担金に係る延滞金の徴収対象者ということですが、納入期限までに納めていただけなかった場合に徴収することができるものですが、平成25年12月1日現在では対象者は257人となっております。

次に、2点目の延滞金の割合を引き下げるので、減収となるのかというお尋ねですが、現行の都市計画法に基づく受益者負担金の延滞金割合が14.5%、地方自治法に基づく受益者分担金が14.6%ですが、どちらも9.3%に引き下げられますので、未納者の負担は軽減されることとなります。

以上でございます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

◇議案第128号

○議長(山本留義) 次は、日程第57 議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第128号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第128号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第129号

○議長(山本留義) 次は、日程第58 議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第129号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第129号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第130号

○議長（山本留義） 次は、日程第59 議案第130号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市下北自然の家の管理について指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第130号は、指定管理者の指定についての議案であります。今回この指定管理者の指定についての議案が第138号までありますが、特に今の議案第130号のむつ市下北自然の家に関してということではないのですが、全部にかかわることなので、ちょっと一番最初の議案のところでお聞きしたいというふうに思うのですが、その中で委託指定料の中で人件費がどの議案を見ましても、何年間も一定なわけですね。どの場面でも議論したかと思うのですが、働く人の方の昇給については人件費の部分で考慮されないものなのかどうか、そのあたりの人件費の出し方についての基本的な考え方をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 昇給について考慮されていないのかとのお尋ねでございますが、指定管理料の上限額算定時における人件費の計算は、厚生労働省が実施しております賃金構造基本統計調査をもとに積算をしております。単年度での昇給につきましては、考慮される状況になっておりませんが、当該指定管理者として指定する団体につきましては、精査したところ、給料に関する規定も整備されておまして、昇給につきましては指定管理者の側で、全体経費の中で柔軟な対応、判断がされるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、人件費の算定については、今の説明で理解するのでありますが、

そうしますと昇給等については指定管理者側で自分たちのほうの努力でやっておられるというふうな解釈になるかと思うのですが、果たしてそれでいいのかなというふうな気をしております。やはり指定管理につきましては、市役所側というか、役所側で責任を持って指定管理先に出しているのであれば、やはりその分についてはある程度考慮してあげるのが適当ではないかと思ひますし、そうしていかないと、受けている指定管理者側のほうの努力にも限界が多分あるのではないかと思ひます。やはり3年あるいは5年という指定管理の中で、もし同じ人が務めているのであれば、その間にもうスキルもアップしていくと思ひますし、できる仕事の量というのもふえていくと思うのです。そうすると、普通であればそこに昇給というものが発生すると思ひますので、やはりそこについては、今すぐどうのこうのということではないと思ひますが、ある程度指定管理する側、要は役所側のほうでも昇給について考慮してあげなければいけないと思ひますし、そうでもしないと、働いている人は昇給が少ないということで、なかなか全体として考えた場合に経済も上がっていかないというふうなことにつながり得る問題だと思ひますので、いま一度昇給に関してどうなのでしょうか、将来的にその部分に関して見直すというふうな現時点のお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今のその部分でございますけれども、各応募団体におきましては、それぞれの団体の中で給与あるいは昇給の基準等があらうかと思ひます。人件費につきましても、いわゆる指定管理料全体の中で昇給等を考慮した積算をしているものと考えております。限度額の範囲の中で民間のノウハウを活用するなどして管理運営のほうに当たっていると思ひております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） お話しされることは理解はできるのですけれども、どうしても今回私たちに与えられた資料を見ますと、収入の合計は変わっていません。その中で、その部分について昇給をしていくと、ほかの部分にその管理するうえで影響が出ると思いますので、この時点では結論は出ないと思いますので、それ以降はまた別な場面でお聞きしたいと思いますが、やはりその部分については役所側は責任を持ってある程度考えるべきことだと思います。これについては、また別な機会に話をさせていただきたいと思います。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第130号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第130号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第131号

○議長（山本留義） 次は、日程第60 議案第131号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ウェルネスパークの管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第131号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第131号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第132号

○議長（山本留義） 次は、日程第61 議案第132号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ職業能力開発校の管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第132号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第132号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第134号

○議長（山本留義） 次は、日程第62 議案第134号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第134号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第134号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第135号

○議長（山本留義） 次は、日程第63 議案第135号

指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市野菜集荷貯蔵施設の管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第135号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第135号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第136号

○議長(山本留義) 次は、日程第64 議案第136号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第136号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第136号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第137号

○議長(山本留義) 次は、日程第65 議案第137号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターの管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第137号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第137号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第138号

○議長(山本留義) 次は、日程第66 議案第138号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の管理について指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 初めに、3点ほど質疑させていただきます。

まず、このふれあい温泉川内外3施設となっておりますが、現在は4施設になっていまして、脇野沢温泉が今後、来年度から指定管理の中に入らないというふうなことになっていっていますが、その理由についてお知らせを願いたいと思います。あわせて、脇野沢温泉はどういう管理の方法になるのかもお願いいたします。

次は、公募がなかったということですが、そのなかったおかげで行政側から、そんなこと言わないで管理をお願いしますよというふうなことで、はいはい、だったら受けましょうねというふうなことになったと推測しますが、その経緯、なぜ公募してこなかったのか、そして公募しなかったことに対してどういう行政側のやりとりがあったのかお知らせを願いたいと思います。

最後になりますが、ここの施設は、指定管理料よりも人件費が約30万円ほど多くなっています。

当初の指定管理の経費の積算の方法は、施設の維持管理プラス人件費というふう聞いておりましたが、なぜ指定管理料よりも人件費のほうが上回っているのかの理由をお知らせください。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 指定管理施設に脇野沢温泉が含まれない理由についてお答えいたします。

このたびの指定管理施設に脇野沢温泉を含めなかった理由についてであります。脇野沢温泉は施設の故障等により営業に支障を来し、たびたび休館となっております。現在は、水道水による沸かし湯で対応するなど、営業形態がもう既に変わっており、今後の利用者数の把握もできない状況から、指定管理に適さないと判断し、当面直営することといたしております。

それから、応募がなかった理由と、そのため指定管理団体と協議し、合意した内容と経緯を知りたいについてでございますが、平成25年8月に川内庁舎にて開催した指定管理者公募説明会には2団体が参加いたしました。9月30日の申請締め切りまでに応募団体がありませんでした。応募団体がなかったことから選定委員会で協議し、非公募としてこれまでの経験や安定した管理運営ができる団体として現指定管理者へ申請を依頼することを決定いたしました。

指定管理料につきましては、公募の際の経費積算に無理がなかったのかなどの見直しを行うとともに、年々減少している施設利用者の減少率を見込むなど、実績も精査しながら、指定管理業務で多くの収益が上がらないまでも赤字経営とならないよう積算をし直しております。

指定管理者との協議におきましては、景気動向や消費税率の引き上げ等の影響により指定管理期間における利用者の減少に対する不安があるということでありましたので、基本協定書に規定され

ております指定管理期間中に物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が著しく不当となったと認められるときは、指定管理料の変更を申し出ることができる、変更の要否及び変更金額については、協議により決定するというところについて改めて確認し、申請していただいたところでございます。

3点目の指定管理料より人件費が上回っている指定管理料の算定根拠を知りたいということのお尋ねについてでございますが、議員のお尋ねは、指定管理者の指定議案参考資料の中の4、収支計画の概要の箇所のご指摘かと存じます。これは、申請されました指定管理者が計画したものであります。収支計画での指定管理料は収入全体の41.9%となっており、その他の収入のほうが多いものでございます。

これらの施設は、収益性のある施設であり、収益が上がれば指定管理料は小さくなります。そして、支出全体に対する指定管理料の比率も低下することになる、そういう性質のものでございます。

ご指摘のとおり、当該指定管理施設については、人件費が指定管理料より29万3,000円上回っておりますが、経営状況がよくなれば指定管理料も減少しますので、今後に期待するものであります。ご理解賜りたいと存じます。

人件費につきましては、支出合計の42.9%となっております。人員配置は、これまでの実績等を踏まえての配置と存じますが、ふれあい温泉川内については管理人1名及び交代要員等補助員が3名、それから湯野川温泉濃々園につきましては、管理人1名及び補助員1名、それから野平高原交流センターにつきましては、調理員等が4名でございまして、繁忙期には2名の補助員、アルバイト等の構成で計画されており、これまでの管理運営状況から見ましても、適正な配置と思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） いっぱい説明してもらったのですけれども、余りにも内容が濃過ぎて、よくわかりませんでした。そういうやりとりがあったのだなということだけはわかりましたが、先ほど川内庁舎長が話した募集方法は公募なのだけれども、非公募としたということにちょっとひっかかったのですが、その非公募で募集をするといったのは、誰が決めたのでしょうか。条例上、公募というふうになっていると思いますが、非公募としたというふうな話ですから、ではその非公募でも指定管理者を決められるというのは、誰が決めたのでしょうか、教えてください。

もう一つ、行政側からこういう施設を管理してほしいというふうなお願いまたはそのお願いするためのやりとりがたくさんあったというのわかりましたが、選定理由の中に、こんなことがいっぱい書いてあるのです。読み上げますが、「条例及び規則等を遵守することによって適切な管理運営がなされることを期待する」、「配置人員に過度の負担がないように精査する必要があると思われる」、「指定管理料縮減に向けては、もう少し積極的な取組が望まれる」、「災害・事故等については、しっかりとした連絡体制の整備等により適切に対応してもらいたい」。これ行政側から応募してこない団体に対して、1回お願いしますというふうなことの方向があっただけで、これもやってほしい、あれもやりなさい、こういうことも望みますというふうなことを選定の理由に挙げること自体どうかと思うのですけれども、どういう考えでそういうふうにしたのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 1点目の非公募の部分についてお答えいたします。

指定管理につきましては、原則公募というふうなことでございまして、例外として非

公募でできるというような部分、これは運用指針のほうに記載されておりますけれども、3点ほどございます。そのうちの公募に対し、応募がない場合、または選定の結果、適合する団体がない場合というようなところにおきましては、非公募により適当と考えられる団体に申請を依頼することができるというようにしております。選定委員会のほうで、その施設の指定管理を行える団体を決定して申請を依頼するというような流れとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） ここに来て、一般質問でも指定管理については話をさせていただきましたが、やっぱりやってみたらなかなかうまくいかない、その請負した指定管理者になった団体からしてみると苦しいと、簡単に言うと。ということがあるので応募してこないと思うのです。行政側との態度は、いやいや、そう言わないで続けてくださいよというふうなことが、他の指定管理の議案にもありますが、応募がないので非公募と、ある意味随意契約ですね、やってほしいと頼むということは。こういうやり方が、果たして指定管理者制度の本来の形なのかということもぜひこの機会に見直すべきだと思うのです。この施設を受けているのは、川内町商工会ですが、やっぱり公募しなかったことに対する現場の声、どういうふうに反映していくかということも、やはりこの指定管理のあり方を問われるこの事例だと思うので、もう少しその指定管理の方法についてどういうふうに考えているのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公募から非公募になって、これまで受けていただいた団体と協議をしたというふうなこと、これはご理解をいただいたものと、

こういうふうに思います。そしてまた選定理由、この部分につきましては、やはり先般の一般質問の中でたしか斉藤議員お話の、こちらからお願いして譲歩し過ぎては困るというご趣旨のご発言だったというふうに記憶しております。やはりその部分においては、しっかりと協議をする相手と煮詰めた中でこちらの要請、そして向こう側の要望、そういうふうなことをしっかりと協議をして、協議が相調ったというふうなことで、この選定理由につきましても取り組みが望まれるとか、こちらからの要望要請が出ておりますけれども、こういうふうなこと、そしてさらに今後指定管理料の変更を、これは管理料が著しく不相当となった、これは前提があります。指定期間中に物価水準の変動だとか、そういうふうなものについては指定管理料の変更を申し出ることができるとか、変更の要否及び変更金額等については、要するに協議により決定できると。つまり甲乙協議の中でやっているのではないかとというふうなこと。やはりこれは、こういうふうな収益性のある施設については、やはり景気の変動がありまして、ぐっと利用者も下がってくると。そしてまた、先般の災害、東日本大震災の後のあの道の駅だとかさまざまな施設、かなり利用者が減っている。そういうふうなものに対応するためには、やはり甲乙の協議をしっかりしていこうではないかということで相手方から理解をいただいて、またうちのほうも理解をして、そしてさらにこの選定の過程の中で、「もう少し積極的な取組が望まれる」とか、さらに「連絡体制の整備等により適切に対応してもらいたい」と、そういうふうなところも意見として付して、議会のほうにも提出をさせていただき、その認識のもとで相手方と協議を進めてきたということで、協議が相調ったということでもあります。

指定管理そのものにつきましては、もしこれを受けていただかなければ、直営かもしくは青森県

全域、それがなければ全国にというふうな形になっていくと、こういうふうに思いますけれども、できるだけ市内の雇用はそうですけれども、この税金を使っていく使途のところでは、極力むつ市内の方々の団体に指定管理をしていただくような方策が私は一番ベストであると、ベターであるというふうに思いますので、この形になっているということでご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） これでは斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第138号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第138号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第139号

○議長（山本留義） 次は、日程第67 議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 1点だけお聞きをいたします。

この過疎地域自立促進計画の変更についての中身であります。川内、大畑、脇野沢の3つの診療所の医療機器の整備を行うと、こういうことでの計画変更と、このように理解をするわけですが、具体的にどのような医療機器で、数量、金額等内訳についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 本年度各診療所が更

新しいたします医療機器についてでございますけれども、川内診療所はエックス線画像処理装置、大畑診療所は内視鏡モニター、脇野沢診療所は超音波診断装置、監視除細動装置、高圧蒸気滅菌器、薬剤自動分割分包機、歯科エックス線診断装置でございます。また、これらの医療機器にかかわる総額でございますけれども、1,563万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。それで、要望も入るかと思いますが……

○議長（山本留義） 目時議員、要望……

○6番（目時睦男） ご理解をお願いしたいと思いますが、実はご承知のように従来大畑病院、診療所になる前は病院に歯科がありましたし、民営の歯医者さんもありました。実は、ご承知のように、診療所になって歯科がなくなりましたし、加えて民間の歯科医も不幸にして亡くなった後、閉院になっております。一部がむつのほうから、従来からであります。夜間だけの診療に当たって頑張っていたというわけですが、住民の声として、歯科医がなくなった、診療所にもないし、高齢者の方がどうしてもお昼に、日中に診療を受けたいという部分については、今受けられない状態にあるという、こういう実態があるわけで、きのうも私歯科医に行った際に大畑地区の方と遭遇しまして、きのう、おとといですか。高齢者の方、むつまでバスで往復しているという、こういうようなこと等、例を挙げれば、こういうふうな中で、今後の部分であります。さらなる過疎計画の変更等も含めて、民間含めた歯科医が大畑地区で治療できるというか、こういう対策を含めて考えていただきたいと思うのですが、過疎計画とあわせて、この点についての考え方についてお聞きをし

たいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 過疎計画につきましては、やはり過疎債を利用するために過疎計画の変更というふうなことが、これはもう目時議員十分ご承知だと思います。その部分での今回の議案第139号でございます。こういうふうな形での有効活用、過疎債の有効活用を図るという趣旨でございます。そういうふうな経緯がございましての今回の上程となったことでございます。

歯科医師の部分につきましては、そういうふうなお話がなされましたことは、十分記憶にとどめておきたいし、またさまざまな場面でお話をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第139号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第139号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第140号

○議長（山本留義） 次は、日程第68 議案第140号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第140号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第140号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第69～日程第70 議案質疑、討論、採決

◇議案第141号

○議長（山本留義） 次は、日程第69 議案第141号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月18日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に村田和夫氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第141号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第141号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第141号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第141号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第142号

○議長（山本留義） 次は、日程第70 議案第142号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、来年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に福士きよ氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第142号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第142号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第142号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

◎日程第71～日程第72 議案質疑、委員会付託

◇議案第144号

○議長（山本留義） 次は、日程第71 議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第144号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第144号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第145号

○議長(山本留義) 次は、日程第72 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第145号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第145号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◎日程第73 議案質疑、討論、採決

◇議案第146号

○議長(山本留義) 次は、日程第73 議案第146号 平成25年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 2点についてお尋ねをいたし

ます。

1点目は、歳出の各款にわたって、従来からでもあります。職員の配置がえよっての給与等の補正が上程になっているわけでもあります。これは、4月の人事異動に伴う定数整理というか、金額の変更について、この時期に上程になっているというようなことではありますが、この状況からしますと、そのようなことで間違いなとすれば、4月の人事異動を12月の議会ですという部分については、余りにも経過月数がたっているなというようなことで、4月の人事異動後は6月なり9月の定例会があるわけで、そういうようなことからして、物理的に間に合うとすれば、早い議会の定例会に補正予算を上程するというようなことが、やはり筋論としてそのようなことが必要ではないのかということ、この時期に、この12月定例会に上程せざるを得ない事情とはどのような事情があるのかお知らせを願いたいと思います。

2点目は、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費の中の第1目で下北地域広域行政事務組合負担金、下北文化会館費というふうなことで計上されております。この負担金の内訳と総額が幾らなのかであります。

もう一つは、第2目の企画費のふるさと納税関連費が52万5,000円計上されておりますが、この内訳についてお知らせを願いたいと思います。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

職員給与につきましては、異動のみというようなことではなくて、各種の手当の毎月の変動、あるいは中途退職者、育児休業等の年度当初では見込むことが難しい要因があることや、青森県の人事委員会の勧告が例年10月以降に行われますことから、これらの要因の影響の可能性も含めまして、12月の補正としているものでございます。

次に、2点目のうち、ふるさと納税の部分で

ざいます。さきの9月議会での補正予算におきまして、当初予算で不足するふるさと納税寄附金としての歳入及び寄附者に対する謝礼としての報償費を増額計上して御議決を賜ったところでございますけれども、その時点での積算が月平均で25件、年間で300件という寄附件数を見込んだものでございました。しかしながら、その後もふるさと納税寄附の件数が増加いたしまして、10月28日現在で238件、455万5,000円の歳入があったところでございまして、そのほとんどが1万5,000円の寄附でございました。本年4月から10月28日までの寄附実績から推算いたしますと、今後も月に34件、年間にいたしますと408件程度の寄附が予想されます。寄附者に対する謝礼の支出現況を精査した結果、105品分の報償費の不足が見込まれますことから、1件当たりの謝礼の品、送料込みで5,000円相当でございまして、この105品分、52万5,000円を増額計上したものでございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お尋ねの2点目の下北地域広域行政事務組合負担金、下北文化会館費でございまして、この内訳と費用総額についてのお尋ねでございまして、下北文化会館費に係る下北地域広域行政事務組合負担金につきましては、下北文化会館の屋上防水改修工事を実施するために支出するものでありまして、この事業費は1億531万5,000円となっております。この事業の財源につきましては、下北地域広域行政事務組合が借入れを行う起債と市の一般会計からの負担金により実施することとしておりましたが、国の経済対策による地域の元気臨時交付金の活用が見込まれますことから、一般会計の負担の軽減を図るために事業費の財源を全額この交付金に振りかえることとし、一般財源3,285万2,000円を地域の元気臨時交付金に振りかえるとともに、下北

地域広域行政事務組合が借入れを予定しておりました起債額7,273万3,000円を取りやめまして、地域の元気臨時交付金を充当することとしましたことから、今回追加の負担金を計上したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 答弁は、できればしていただきたいのですが、職員給与の関係であります。先ほどの部長の答弁からしますと、県の人事委員会勧告とか手当の変動というようなことで、聞き漏らした点もあるかと思いますが、そのようなことでお聞きをしたのですが、この補正予算の説明の欄で職員の配置がえというふうなことを表現していますから、私はここは4月の異動かなというふうな理解をしたのです。4月の異動だとすれば、先ほど1回目にお尋ねしたように、その時点で、やはり直近の議会に上程をするというふうなこと、その後人事院勧告が例えば2月にあるとすれば、これは3月の議会となるだろうし、そういうふうなことで、手法としてそういうふうなことを取り入れるべきではないかというふうに思いますが、再度この点についてお聞きをしたいと思いません。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議員お話ししましたとおり、この補正につきましては、人事異動の部分も含まれております。それで、直近の6月に補正するべきではないかというようなことでございまして、その場合、2度、3度という補正が出てまいります。それは、制度としては可能でございまして、まずその部分につきましては、研究してまいりたいと思っておりますけれども、12月に例年行っているというようなことでございまして、この給料あるいは共済金等の大幅な増によりましては、9月とか6月に補正する場合もあるというようなことでございまして、ご理解願

いたいと思います。

- 議長（山本留義） 6番。
- 6番（目時睦男） 要望になるのですが……
- 議長（山本留義） だめです、要望。
- 6番（目時睦男） 私が先ほどから言っているのは……
- 議長（山本留義） 要望という言葉は使わないでください。
- 6番（目時睦男） ええ。やはり、議会上程するのは、事案が発生した直近の議会上程をするというようなことを心がけていくべきではないのかというようなことも含めて質疑を終わります。
- 議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

- 2番（横垣成年） 全体で3点ほどよろしく願います。

まず、4ページに債務負担行為というのが一覧があるのですが、その中で指定管理料、更新に伴うお金がそれぞれ引き上げをされておりますので、その理由をお聞きしたいと思います。まず、野菜集荷貯蔵施設指定管理料が大体年間72万円から92万円、あとマリンハウス脇野沢、これらの施設は31万円から74万円に上がっております。また、早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理料が年間680万円から729万円、そしてウェルネスパークのほうには1億1,500万円が1億1,550万円にふえておりますので、この理由。それと、あと川内のほうです、ふれあい温泉川内とか、こういうところが1,393万円から1,300万円へ減っておりますので、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、あと10ページのほうですが、先ほどの同僚議員も聞いておりましたけれども、地域の元氣臨時交付金が3億3,024万1,000円入りました。そして、そのうち2億2,492万6,000円積み立てするので、その差額はどこに使われるのかなという

ことで、先ほど下北文化会館という話もありましたが、その他もあるのかなと思いますので、お答え願いたいと思います。

それと、ふるさと納税関連費が52万5,000円出ているということで、このふるさと納税が、先ほど同僚議員が質疑しておりましたが、大体160万円これから見込みがあって、そのうち景品として52万円送るのだということですが、これ単純に計算して160万円のうち52万円を、品物ですけども、金額にかえると減免したと、大体160万円のうち52万円ですから、3分の1税金を免除したというふうにも理解できるのかなと思うのですが、いわゆる減免したということですよ。そういう意味合いでちょっと捉えて話を進めていくと、この問題について、一応全国で問題になって、新聞にも載っていたのですが、国税庁は丸だと、問題はないというふうな見解を示しているみたいですが、今後これが大きくなると、私は全国的に問題になっていくのではないかなとちょっと危惧しておりますので、私は一定程度やっぱりセーブしていく必要があるかなと。それこそ同じ金額をむつ市民が税金として納めていて何のメリットもないし、逆に納めたくても納められない人が苦勞されているというところで、その納めた方に対して3分の1減免するというのはいかがかなというふうに私はちょっと考えておりますので、これは余り大きくしないで、先着30名程度という形で一応抑えておいたほうが、今後何かあったとしても大変問題にはならないのかなというふうに思いますので、ここのところのお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

- 議長（山本留義） 川内庁舎所長。
- 川内庁舎所長（松本大志） お答えいたします。
野菜集荷貯蔵施設の指定管理料の増の理由は何かということでございますが、主なものとしては、

前回積算から電気料が値上げになっていること、それから来年4月以降の消費税の引き上げを見込んだこと、それから施設機械の保険料を新たに積算したことが主な増加要因でございます。

次に、ふれあい温泉川内外3施設の指定管理料につきましても、今ご指摘のとおり、年間に直しますと、今回は1,300万7,000円と前回に比べて年間の指定管理料が93万2,000円減少しております。これは、脇野沢温泉が指定管理から外れたことによる指定管理料の減少が主な要因でございます。一方、野平高原交流センターに係る飲食物等の販売収入及び温泉施設の利用料金の減少が指定管理料の増加要因となっております、全体で93万2,000円の減少となったものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターの指定管理料が増額となった理由についてであります。

指定管理料の積算に当たっては、過去の実績をもとに積算しておるものでございますが、前回の指定管理料の積算と比較しまして、まず利用料収入が大きく減少していること、支出におきまして、消費税率の引き上げ分や電気料の値上げ分及び水道料等の改定分を見込んだことによりまして、指定管理料が増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 早掛レイクサイドヒルキヤンプ場の指定管理料がふえた理由でございます。年額で49万8,000円ほどの増となっておりますが、主なものとしては消費税引き上げ分及び電気料の値上げ分等を見込んだことによるものでございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

むつ市ウェルネスパーク指定管理料について、1億1,500万円から1億1,550万円にふえた理由ということでございますが、1億1,550万円は平成26年度から平成30年度まで、当該施設を新たに指定管理するに当たり、あくまでも実績値を加味して積算した結果として50万円の増額となったものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 地域の元気臨時交付金の内訳でございますけれども、先ほど目時議員のご質疑にお答えしましたとおり、下北文化会館の屋上の防水改修工事に係る分で1億531万5,000円、残りを全て基金として2億2,492万6,000円積み立てているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ふるさと納税の部分でございます。ふるさと納税寄附の増加に伴いまして、寄附者に対する謝礼としての歳出の不足額が見込まれることから、本補正予算に報償費を増額計上したわけでございますが、議員ご承知のとおりふるさと納税制度は、平成20年度に地方税法の一部を改正する法律により個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたもので、寄附者が出身地であるふるさとやお世話になったふるさと、あるいは応援したいふるさとなどに寄附を行った場合、居住地の住民税及び所得税から一定の控除を受けることができる制度でございます。納税という名称ではございませんものの、その趣旨はあくまでも寄附行為であるため、歳入は寄附金に予算計上しているところでございます。

また、ふるさと納税寄附に対する謝礼についてでございますが、総務省が本年4月に行いましたふるさと寄附金制度に関する調査によりますと、全

国の都道府県及び市町村の約5割が特産品等を送付しており、これについて約7割の自治体がPR効果がある等の理由から、今後も積極的に進めるべきと回答しております。しかしながら、3割の自治体が謝礼について、問題があるが地方の良識に任せるべきと回答していることから、本年9月、総務省自治税務局市町村税課より、謝礼等による寄附者との関係づくりには適切に良識を持って対応するよう全国の自治体に事務連絡が通知されたものでございますが、当市の謝礼につきましては、あくまでも良識の範囲内であると認識しているところでございまして、今後もふるさと納税制度の活用によりまして、全国に当市の魅力をPRしてまいりたいと考えております。

なお、この事務連絡につきましては、同課が行った調査結果を踏まえ、ふるさと納税がより一層積極的に活用されるようにとの一文も添えられておりますこと、またふるさと納税制度が寄附とそれに伴う寄附金控除に係る制度であることから、寄附をしたいという申し出を断る理由はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと指定管理料のところ、ウェルネスパークのところ、今までの実績を加味してというふうな答弁だけだったのですが、ほかのほう、例えば早掛レイクサイドヒルキャンプ場のほうが49万8,000円上がったのはほとんど消費税と電気料ということで、ウェルネスパークより施設はかなり小さいのに50万円ぐらいが3%と電気料ということで、当然ウェルネスパークもそういう形のものかなと思ったのですが、ではこういう3%とその電気料というのは、これにはほとんど反映されていないというふうなことで理解してよろしいのかというのを、ちょっと最後1点だけよろしくお願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

当然電気料あるいは消費税率の引き上げの部分については加味しております。ただ、積算過程の中において、当然さまざまな項目がありますので、増減があります。したがって、その部分を相殺した結果としてたまたま50万円の増というふうなことになったということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 歳出各款にわたって、このたびの電気料金の値上げによる補正が相当出ております。この電気料金の値上げによります影響額というのは、トータルで幾らほど見込んでいるものなのでしょうか。また、その財源は何で賄っているのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、東北電力株式会社は本年9月1日から一般家庭部門で平均8.94%、自由化部門で平均15.24%の電気料金の引き上げを実施しております。

市有施設全体の影響額につきましては、電気料金の値上げに加え、原油の高騰による燃料費調整額の高騰もあるほか、施設の新設や廃止による電気使用料の増減などさまざまな要因が考えられますことから、電気料金の値上げによる影響額のみを抽出してお示しすることは難しいものと考えております。

今回提案いたしております補正予算の歳出に計上した部分で申し上げますと、指定管理を行っている公の施設に関しては、第6款農林水産業費の野菜集荷貯蔵施設指定管理料5万円ほか合計で77万円を、それと第10款教育費の小学校費に924万

8,000円を計上しておりますので、合計で1,001万8,000円となります。ほかの施設についても、電気料金の値上げの影響はもちろんあるわけですが、所管課において、その影響を勘案し、既決の予算での対応が可能な場合は計上しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

財源につきましては、このことによる国・県からの手当てではなく、各通常の維持管理経費ということになりますので、全て一般財源で賄うこととなります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 総額については、ちょっと積算が難しいということではありますが、今回提案されているだけでも1,000万円を超えます。それ以外にも影響額は十分考えられますし、本体のほうの管理費の影響額も相当なものがあると考えられます。今説明にあったとおり、役所としてもこれだけ影響額が出ています。そうすると、もちろん市民生活にもたくさん影響が出ています。また、灯油の値上げも出ています。そうすると、また電気料金に還元してくれないかなというふうな声が大きくなってくるかと思いますが、それは議題外なので触れませんが、そうなりますと、やはりこの影響を少しでも努力して抑えていかなくてはいけないのだと思うのですが、それに関して本体では新たにこういうことをやりますとか、あるいは指定管理先、あるいは教育施設関係とかで新しくこういうことをやりますみたいなことについて、話し合いがなされたとか、あるいはこういうことを改めて始めますみたいなことは実際のところあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 節電の取り組みについてでございますけれども、改めてということではございませんけれども、これまでも経常経費の圧縮

という観点から、平成23年の東日本大震災による電気需要の逼迫もありまして、執務室の一部消灯、それから通路の部分消灯、昼休み中の執務室の消灯、LED照明器具の導入、それから冷暖房等の設定等さまざまな節電対策を取り組んできておりますし、これらの取り組みの中で強化できる部分は強化し、またほかにできる部分があれば取り入れて、さらなる節電対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第146号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第146号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第146号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終

りました。

お諮りいたします。明12月13日は常任委員会のため、12月16日から19日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明12月13日は常任委員会のため、12月16日から19日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月14日及び15日は休日のため休会とし、12月20日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時43分 散会